申請者　 氏名

　　（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

規則第４条に規定する事項を守るために講ずる措置の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例施行規則第４条に定める設置者が守るよう努める事項 | 講ずる措置の内容 |
| (1) 計画の作成の初期の段階から、太陽光発電施設を設置する土地の区域に隣接する地域の住民（以下「地域住民」という。）への十分な情報提供を行う等、当該太陽光発電施設の設置等について理解を得られるよう、適切な措置を講ずること。 | （ア～エ共通事項）  ※地域住民への説明について、実施したもの及び実施予定のものを全て記載すること。  ※複数回実施する場合は、期日等をそれぞれ記載すること  ※開催済の説明会については議事録（地域住民から寄せられた質問、要望等への回答状況を記載すること。）を添付すること。また、開催予定の説明会についても、開催後速やかに議事録を作成し提出すること。 |
| ア　太陽光発電施設の設置に係る地域住民への説明計画（状況）  　説明会の開催  　　・期日　　　　年　　月　　日  　　・場所  　　・説明会の開催に係る周知方法    　　・参加者の範囲及び世帯数、人数  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　、　　　世帯、　　　人  　　・地元自治会等の名称  　　・説明の概要 |
| 個別説明  　　・期日　　　　年　　月　　日～　　年　　月　　日  　　・個別説明の実施に係る周知方法    　　・参加者の範囲及び世帯数、人数  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　、　　　世帯、　　　人  　　・説明の概要 |
| その他 |
| イ　太陽光発電施設の設置に着手した後の地域住民への説明の計画 |
| ウ　発電を開始した後の地域住民への説明の計画 |
| エ　発電を終了した後の地域住民への説明の計画 |
| (2) 防災、環境保全及び景観保全の観点から、太陽光発電施設の設置等に当たり適切な土地の選定、開発計画の策定並びに設計及び施工を行うこと。 |  |
| (3) 太陽光発電施設から発する稼働音、電磁波、反射光等が地域住民及び周辺の環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずること。 |  |
| (4) 保守点検及び維持管理に係る実施体制を構築し、これを着実に実施すること。 |  |
| (5) 太陽光発電施設の損壊等により地域への被害が発生するおそれがある、又は発生したときは、速やかに当該太陽光発電施設が所在する市町村及び地域住民に連絡するとともに、被害の発生又は被害の拡大を防止するために必要な措置を講ずること。 |  |
| (6) 防災、太陽光発電施設の安全、環境保全、景観保全等に関する対策が、計画どおり適切に実施されているかを随時確認し、災害の防止並びに自然環境及び地域住民への配慮を行うこと。 |  |
| (7) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第１６条第１項の規定により同法第２条第４項に規定する電気事業者が行う同条第1項に規定する再生可能エネルギー電気の調達が終了した後も、当該太陽光発電施設を使用して太陽光発電事業を継続すること。 |  |
| (8) 太陽光発電事業を終了した後は､太陽光発電施設を速やかに撤去し､撤去により生じた廃棄物は､廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に従い､適正な処理の確保を図るとともに､当該太陽光発電施設を撤去した後の土地について、防災、環境保全及び景観保全の観点から必要な措置を講ずること。 |  |

（備考）上記（１）～（８）に記載したそれぞれの事項について、設置者が取り組んでいる事項及び今後取り組む事項を、できるだけ詳細に記載すること。

　　　　各欄の記載事項について、別葉としても差し支えない。